

令和 8 年 9 月
警 察 庁

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 5 日までの間、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、22 件の御意見を頂きました。

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 85 号）
- (2) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 21 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 8 年 8 月 7 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

府令案中別記様式第 12 号（警備員指導教育責任者資格者証）及び別記様式第 20 号（機械警備業務管理者資格者証）並びに規則案第 1 条中別記様式第 2 号（警備員指導教育責任者講習修了証明書）及び別記様式第 5 号（機械警備業務管理者講習修了証明書）について、

- 「本籍」欄を「住所」欄に変更する改正について、転居のたびに住所の書換え手続が必要となり、申請者の手間が増えることから、「本籍」欄を「住所」欄に変更するのではなく、当該欄自体を削除してほしいといった御意見がありました。

御意見を踏まえ、これら 4 つの様式において、「本籍」欄を削除することとします。

また、

- 本籍や国籍等を確認するために、申請書等に引き続きこれらの情報を記載させるべき

との御意見がございましたが、これらの情報は、申請書等に添付することとされている住民票の写し等により確認することが可能であるため、原案のとおり

とさせていただきます。

その他、意見公募手続を実施した案に、所要の形式的修正を行いました。

また、本改正に対する直接の御意見ではありませんが、

- 施行に当たり、申請者及び行政窓口の双方で混乱が生じることを防ぐため、事前広報を実施するなどの措置が必要
といった御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 22件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	21件
電子メール	1件
郵 送	0件